**障害福祉サービス事業所等の指定申請に係る事前協議について**

障害福祉サービス事業所等の指定を希望される場合は，社会福祉課との事前協議が必要です。

事前協議については，指定を希望される時期の４か月前までに電話（0848-67-6060）でお問い合わせのうえ，事業を実施する当事者がお越しください（電話連絡のない場合やコンサルタントのみの協議は原則お受けしません）。

**※電話予約の際は以下のことをお伝えください。**

　相談内容，申請者（事業者），希望日時，事前相談に来られる方の名前及び事業者（法人）との関係，連絡先の電話番号

**※事前協議の際には以下の内容をお伺いします。**

○サービスの種別及び内容

○指定希望時期

○事業所開設予定地

○事業所開設予定物件（レイアウト）

○従業者配置計画

**※事前協議の際には以下の書類をお持ちください。**

○事業計画書（任意様式）

○職員の勤務体制及び勤務形態一覧表

○管理者及びサービス管理責任者等の経歴書

○収支予算書（任意様式）